

【参考】

政府決定

令和元年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

【令和元年度】

成長戦略（2019年）一成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

I. Society 5.0の実現/ 1. デジタル市場のルール整備／2) 新たに講すべき具体的施策／ii)データ流通の促進／
①データ流通における基本的考え方の確立／ウ) データ連携・流通による新たな事業創出／シェアリングエコノミーの推進

- ・ シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。
- ・ シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、2019年度中に制度の具体化を図り、2020年度から実施する。
- ・ 改定したモデルガイドラインやシェアワーカーの認証制度、地域課題の解決に向けた自治体等によるモデル的取組等も踏まえ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進する。また、ISOにおける国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり/ 3. 地方創生の推進

(4) 地方分権改革の推進等

地方自治体の創意工夫を喚起するためにも、地方分権改革を着実かつ強力に進める。地方からの提案をいかに実現するかという姿勢で提案募集を行う。改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

一定の人口を有する圏域を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。地方自治体等によるモデル的取組の創出・横展開を通じ、共助による地域課題の解決やイノベーションを促す仕組みとして、消費者等の安全を守りつつ、シェアリングエコノミーの活用を進める。

令和元年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

Ⅲ．各分野の当面の主要な取組

4．時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（2）マネジメントによる高付加価値化

地域社会で必要とされる公共施設等の再編等と財政健全化を両立させるため、遊休施設、空き店舗、空き家などの地域資源を、企業、住民等が時間・空間で共用化するシェアリングエコノミーを積極的に導入するなど、既存ストックの徹底活用を進める。

【具体的取組】

◎地域コミュニティによる支え合い・まちの魅力向上等

・サテライトオフィス、コワーキングスペースやテレワーク等による職住育近接のまちづくりを推進する。特に、住宅団地においては、空き家のシェアオフィス等への転用等を促進し、長距離通勤・片働きを前提とした職住分離・単機能のまちについて職住近接への転換と多機能化を図り、多世代共生型の地域づくりを推進する。

◎未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

・シェアリングエコノミーについて、事業者と連携した住民への分かりやすい説明や、実証事業等により成果が見えつつあるモデルを、消費者等の安全を守りつつ積極的に導入しながら、その便益の見える化を推進する。

◎未来技術の活用に向けた地方における実装と自走（生活）

・空き家など遊休資産の有効活用を促すシェアリングエコノミーの普及促進を通じ、人口減少局面にある地域の課題解決を効率的・効果的に進める。

◎スポーツ資源を活用した地域経済の活性化

・各地域が保有する豊富なスポーツ資源のデータ（施設、指導者、イベント情報）をICT等の活用によりオープンデータ化するとともに、利用者がデータ活用しやすい環境の整備について検討し、利用者の利便性、経営効率の向上、さらにはシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス創出を推進する。

令和元年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）（抄）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

IV. 国民生活で便益を実感できるデータ利活用

4 官民におけるデータの徹底活用

(4) シェアリングエコノミーの更なる推進

シェアリングエコノミーは、個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動であり、我が国に散在する遊休資産や十分に活用されていない個人のスキル等を可視化し、その有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する役割が期待されている。

シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図ることが重要であり、シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、本年度中に制度の具体化を図り、来年度から実施する。

また、国は、サービスの安全性・信頼性を確保するため、民間団体等による自主的ルールの普及を促すモデルガイドラインを平成29年11月に作成し、令和元年5月に改定したところであり、その認証基準への反映やシェアワーカーの認証制度、紛争解決のスマート化に向けた検討を行う。さらに、地方公共団体等が地元での関係者間のマッチングや事業全体の調整等、地域でのシェアリングエコノミーにおいて適切な役割を担う地域課題解決型のモデル的取組等の創出・横展開を行う。

こうした取組を通じ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となつた社会実装を推進するとともに、ISOにおける国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める。

令和元年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）（抄）

施策集（基本的施策ごとの重点的に講すべき施策）

○ [No.10-9] シェアリングエコノミーサービスの普及

- ・地域の課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例を取りまとめた「シェア・ニッポン100」を平成31年3月に改定。本改定では、新たに39事例を追加し、計76事例を公表した。ラグビーワールドカップ2019をはじめとした大規模イベントでの活用等が大幅に進み、取組を加速化していく環境が整いつつある。
- ・このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業等による支援を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした大規模イベント開催の際に生じる施設やサービスの需給のミスマッチを解消する手段としてシェアリングエコノミーを活用し、全国各地での普及に弾みをつける。こうした取組を通じ、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体を令和2年度中に100団体で実現するとされていた目標を1年前倒して実現する。また、地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決を図る観点から、地域運営組織などの多様な地域主体による支援を通じ、共助の仕組みとしてシェアリングエコノミーの活用を進める方策について検討を行う。
- ・以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助と価値共創の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

KPI（進捗）：シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI（効果）：解決・改善された地域課題数

令和元年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）（抄）

施策集（基本的施策ごとの重点的に講すべき施策）

○ [No.10-10] シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

- ・ 令和元年5月、シェアリングエコノミー検討会議の第二次報告書をと取りまとめ、プラットフォーマーに対してサービスの公正性・透明性の確保を求めるなどをして内容とした「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」を策定。根強く残る利用者の不安感を解消するため、同プランを速やかに実行に移していくことが必要。
- ・ 同プランに従って、モデルガイドラインの改定内容を業界団体による認証制度に反映していくなどの取組を着実に進める。とりわけ、実際のサービス提供の主体であるシェアワーカーのスキルアップやロールモデルの確立のため、一定以上のスキルを習得したと認められる者を認証するための仕組みを令和元年度中に創設し、令和2年度に認証を開始する。
- ・ 以上のような取組を通じ、シェアサービスの重要な担い手であるシェアワーカーの拡大や質の向上を図り、担い手の裾野拡大につなげ、シェアリングエコノミーを広く社会に浸透させる。
- ・ KPI（進捗）：認証シェアワーカー制度（令和元年度中に制度の具体化、令和2年度中に認証開始）
KPI（効果）：未設定（制度の検討状況を踏まえ設定）